

補助金の交付申請に関する誓約事項

〈申請者全員〉

- 1 本補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為がないこと。
- 2 申請者及び世帯構成員に町税等の滞納がないこと。
- 3 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員ではなく、また、これらと密接な関係も有しないこと。
- 4 補助金の交付申請は、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- 5 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- 6 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- 7 地域住民との親睦を図り、集落活動に参加すること。
- 8 補助金の交付要件を欠くに至った場合は、屋久島町長に速やかに報告するとともに、以下により補助金を返納すること。

補助金交付からの経過年数	返還(納付)額
1年未満	補助金交付額の100%
1年以上2年未満	補助金交付額の80%
2年以上3年未満	補助金交付額の60%
3年以上4年未満	補助金交付額の40%
4年以上5年未満	補助金交付額の20%

〈申請者が新規転入者の場合〉

- 9 本補助金の交付日以降、本町に5年以上継続して居住する意思を有していること。
- 10 過去において、本補助金の交付を受けたことがないこと。

〈申請者が所有者等の場合〉

- 11 本補助金の交付により改修する物件は、補助金の交付後5年以上引き続き空き家バンクに登録又は新規転入者の居住の用に供すること。
- 12 過去に、同じ物件において本補助金の交付を受けたことがないこと。

補助金の交付申請に係る個人情報の取扱い

- 本補助金の交付申請事項の確認のため、屋久島町長が、申請者及び世帯員の住民登録情報、町税等の納付状況、集落への加入状況及び暴力団との関係の有無を含む調査を実施すること。